

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和4年3月29日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第2号

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第5号

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(育児休業の期間の延長ができる特例の事情)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 [略]</p> | <p>(育児休業の期間の<u>再度の</u>延長ができる特例の事情)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 [略]</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、<u>育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われる</p> |

(補則)

第21条 [略]

ようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(補則)

第23条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

提案理由

職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じることに伴い、所要の改正をしようとするものである。